

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会傍聴要綱

令和4年7月7日
教育長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会開催要綱（令和4年7月7日決定）
第5条第2項の規定に基づき、今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会の傍聴に関し必要な事項
を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に名前及び連絡先を記入することにより交
付する。

2 所定の時間において第6条に定める定員を超えた場合は、傍聴受付票に記入した者の中から抽選を行
い、傍聴章を交付する。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは傍聴章を返還しなければなら
ない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は20人とする。ただし、委員長が特に決める場合は、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるもの
を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教
育委員会事務局児童生徒担当部長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、こ
れを退場させることができる。

附 則（令和4年7月7日決裁）

この要綱は、令和4年7月7日より施行する。

(参考1) 傍聴章

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会
傍 聴 章
No. _____

(参考2) 傍聴受付票

傍 聴 受 付 票 (No. _____)		
【会議名】 第 回 今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会		
【開催日】 令和 年 月 日 ()		
	名 前	連絡先
1		